

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 (地方税6)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーションおよびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る(エネルギー源の多様化)。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用(省CO2)および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する(エネルギーの高度利用)。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された(平成23年12月21日エネルギー環境会議「基本方針」)。</p> <p>これを受け、政府はエネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」(平成24年6月29日)の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%(約1,500億kWh)となることが示されている。</p> <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%(約1,500億kWh)まで増加させる。(出典:エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」)</p>

		<p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約 1,650 万 kW(2030 年)と想定されている。(出典:総合資源エネルギー調査会平成 24 年 4 月 26 日第 20 回基本問題委員会)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約 1,650 万 kW</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のキャッシュフローが改善され、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれるため、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 300 件 (初年度見込)</p> <p>平成 26 年度 382 件 (見込)</p> <p>平成 27 年度 493 件 (見込)</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度 1.7 億円 (初年度見込)</p> <p>平成 26 年度 3.6 億円 (見込)</p> <p>平成 27 年度 5.9 億円 (見込)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成 18 年度 400 万 kW</p> <p>平成 19 年度 431 万 kW</p> <p>平成 20 年度 448 万 kW</p> <p>平成 21 年度 448 万 kW</p> <p>平成 22 年度 452 万 kW</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大に遅れが生じ、2030 年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO2、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている(総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会(平成24年5月14日)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」)。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリーマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較(投資回収年数)が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は、短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが必要。補助金は、省エネ率</p>

	分担	<p>が高く省エネ量の多い厳選されたトップランナー設備を対象としているため、その省エネ量は限定的とならざるを得ない。本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税込創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税込(コージェネレーションの耐用年数は15年)が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※東京都では「東京産電力 300 万 kW 創出プロジェクト」(平成 23 年 12 月 22 日発表)の中で、コージェネレーションシステムの導入を、都内の発電能力を拡大する重要な政策の一つとして位置づけている。</p>
10	有識者の見解	<p>コージェネレーションの導入意義として以下の 4 点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料) ②省CO2 ③発電コストの最適化 ④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第 22 回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成 24 年 5 月 14 日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第 30 回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成 24 年 7 月 30 日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—